

カンボジア日本人会プノンペン補習授業校規約

(本校の名称及び目的)

第1条 本校の名称は、カンボジア日本人会プノンペン補習授業校（英文名 “Japanese Supplementary School of Phnom Penh”。以下「補習校」という）とする。

2 補習校は、文部科学省が定める「補習授業校のための指導計画作成指導」に従い、児童生徒の初等教育及び中等教育を行うことを主たる目的とする。

3 前項の目的に加え、補習校は、児童生徒の家庭での日本語教育を補助し、日本の学校における教科の一部の授業を行いながら、柔軟な対応をもって、日本の教育習慣の習得並びに日本語能力の維持及び向上を目指し、日本とカンボジア両国の架け橋となるよう、日本及びカンボジアの文化への理解を深め、生きていくための社会性をはぐくむことを目的とする。

(本規約の目的)

第2条 本規約は、カンボジア日本人会（以下「日本人会」という）会則に基づき設立された補習校に関する事項並びに補習校運営委員会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会及びその構成)

第3条 本校の運営は、カンボジア日本人会役員会（以下「日本人会役員会」と称する）によって任命された運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。委員会は、学校運営に関わる重要事項を学校の運営主体として審議し、決定する。

2 委員会は、委員長1名、2名を超えない副委員長及び9名を超えない委員により構成される。委員長、副委員長及び委員は、一人一票の議決権を有する。

(委員長及び副委員長の任命)

第4条 委員長及び副委員長は、日本人会役員会が同会役員の中から任命する。日本人会役員会は、委員長又は副委員長を任命したときは、速やかに本規約第13条（保護者会）第3項の定めにより選任された保護者会長（以下「保護者会長」という。）及び第14条（教師会）の定めにより選任された教師会代表（以下「教師会代表」という。）に通知する。

2 委員長が第7条（委員長、副委員長及び委員の任期）に定める任期の満了前に転居、事故等の事由により職務を遂行できなくなったときは、日本人会役員会は、後任の委員長を任命する。副委員長が欠けたときも同様とする。

3 前項の場合において、日本人会役員会が後任の委員長を任命するまでの間、委員長の職務は、副委員長（2名いる場合は、日本人会役員会が指名する者）が代行する。

(委員の任命)

第5条 委員は、日本人会役員会が任命する。日本人会役員会は、副委員長又委員を任命したときは、速やかに保護者会長及び教師会代表に通知する。

2 日本人会役員会は、委員長及び副委員長に加え、次の各号に掲げる者を委員に任命する。
— 3名を超えない日本人会会員

二 保護者会長及び3名を超えない保護者役員

三 教師会代表2名

3 委員が第7条（委員長、副委員長、委員及びアドバイザーの任期）に定める任期の満了前に転居、事故等の事由により職務を遂行できなくなったときは、日本人会役員会は、後任の委員を任命する。

（アドバイザー）

第6条 委員会は、必要に応じ、アドバイザーを任命することができる。

2 前項に定めるアドバイザーは、委員会の議決権を有しない。

（委員長、副委員長、委員及びアドバイザーの任期）

第7条 委員長、副委員長、委員及びアドバイザーの任期は、補習校の事業年度に従い、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了時に次年度の委員長、副委員長又は委員が任命されていないときは、後任の者が任命されるまで任期は自動的に延長する。

3 第4条（委員長及び副委員長の任命）第2項及び第5条（委員の任命）第2項の規定により任命された委員長、副委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長、副委員長、委員及びアドバイザーの報酬）

第8条 委員長、副委員長、委員及びアドバイザーは、その職務に対する報酬を受けないものとする。

（召集、定足数及び議決）

第9条 委員会の会議（電気通信システムによる遠隔会議を含む。以下本条において同じ。）は、委員長が招集する。委員長が委員会の会議を招集することができないときは、副委員長が委員会の会議を招集することができる。

2 委員会の会議は、委員長が必要と認めた時に随時開催する。

3 委員会は、審議を行う上で必要があれば、副委員長及び委員以外の者に委員会の会議への出席を求めることができる。ただし、その者は議決権を有しない。

4 委員会の審議に急を要し、委員会の会議を招集できないときは、委員長、副委員長及び委員への持回り決裁（電子メール等による稟議を含む）をもって委員会の会議の開催に代えることができる。

5 委員の3分の1以上から求めがあるときは、委員長（委員長が不在のときは副委員長）は速やかに委員会の会議を招集しなければならない。

6 委員会の会議の定足数は、委員長、副委員長及び委員の合計人数の過半数とする。委員長、副委員長又は委員が欠席する場合は、委員長、副委員長若しくは委員への議決権の委任状又は会議前に通知された決議事項に関する賛否を記載した署名入りの書面の提出をもって出席したものとみなす。

7 委員会の会議は、委員長（委員長欠席の場合は副委員長）が議長を務め、決議は、議決権を有する出席者の過半数の賛成をもって行う。委員長及び副委員長も議決に参加することができる。委任状を提出した者の議決権は、受任者が行使する。

(委員長、副委員長及び委員の職務)

第10条 委員長は、補習校を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、またその不在時には委員長の職務を代行する。

3 委員は、第12条(事務局)に定める事務局と連携し、補習校に関する申請書類の作成、財産管理、年度予算編成、収納支出管理、決算等会計及び経理、委員会の会議議事録の作成、関係書類データの保管その他運営委員会の定める職務を担当する。

4 委員長、副委員長及び委員は、必要に応じ関係団体との折衝及び会議等へ出席し、委員会へ報告する。

(決議事項)

第11条 委員会は、本規約第8条に従い補習校の組織・業務運営に関する以下の事項を定めることができる。

- 一 日本人会役員会への校長の推薦
- 二 教職員の選任、採用、変更、報酬、採用基準制定等
- 三 入学金・授業料の設定、変更、徴収及び管理方法の指定
- 四 その他補習校運営に関する業務（ただし、補習校の廃校、移転、増改築、新築等重要事項については、日本人会役員会へ上申し承認を得るものとする。）

(事務局)

第12条 委員会に事務局を置く。委員会に関する庶務は、事務局がこれを行う。

2 事務局は、事務局長1名及び数名の事務局員により構成される。

3 事務局長及び事務局員は、委員会の承認を得て委員長が任命する。

3 事務局長及び事務局員の報酬は、委員会が決定する。

4 事務局は、委員会に関する庶務に加え、以下の事項を補佐する。

- 一 保護者会に関する庶務
- 二 教師会の事務

(保護者会)

第13条 委員会、教師会及び保護者が協力して、家庭、補習校及び社会における児童生徒の健全な成長を図り、保護者の意見を補習校運営に反映させることを目的として、補習校に保護者会を置く。

2 保護者会は、補習校に在籍する児童生徒の保護者により構成される。

3 保護者会は、本条第1項の目的を達成し、委員会及び教師会との連絡を円滑に行うため、保護者より保護者会長1名及び役員を選任し、委員会へ報告する。

4 保護者会長及び役員の任期は、補習校の事業年度に従い、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 保護者会長又は役員の任期満了時に次年度の保護者会長又は役員が選任されていないときは、後任の者が任命されるまで任期は自動的に延長する。

6 保護者会長及び役員の職務、役員の人数及び担当等については、プロンペン補習授業校運営

規則で定める。

(教師会)

第14条 委員会、保護者会及び教師が協力して、補習校に在籍する児童生徒の学習と生活の基礎基本の習得を図り、教師の意見を補習校運営に反映させることを目的として、補習校に教師会を置く。

2 教師会は、補習校に在籍する児童生徒を対象に補習校において教室学習に従事する教師により構成される。

3 教師会は、本条第1項の目的を達成し、委員会及び保護者会との連絡を円滑に行うため、教師より教師会代表2名を選任し、委員会へ報告する。

4 教師会代表の任期は、補習校の事業年度に従い、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 教師会、教師会代表及び教師については、プロンペン補習授業教師会規則で定める。

(事業年度及び監査)

第15条 補習校の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 委員長は、補習校の組織・業務運営に関する各事業年度の会計報告を、日本人会役員会に対し実施し、その承認を得る。

3 会計監査は、会計監査人を委員会構成員以外の日本人会会員より委員長が任命して依頼する。

4 日本人会は、必要に応じ、補習校の監査を行うことができる。

(本規約の改正及び規則への委任)

第16条 本規約の改正は、日本人会役員会が行う。

2 委員会は、第13条(保護者会)第6項及び第14条(教師会)第5項に定めるもののほか、本規約を補完するため、規則を定めることができる。

(その他)

第17条 本規約及び第16条(本規約の改正及び規則への委任)に定める規則に定めのない事項が発生したときは、委員会にて協議するものとする。ただし、発生した事項について日本人会役員会での協議が必要だと判断する場合は、委員会は、日本人会役員会に対して、その事項に関する協議を要請しなければならない。

附則(2001年4月1日)

本規約は、2001年4月1日から施行する。

附則(2003年3月22日改正)

本規約は、2003年同年4月1日から施行する。

附則(2004年2月7日改正)

本規約は、2004年2月7日から施行する。

附則（2005年6月13日改正）

本規約は、2005年6月13日から施行する。

附則（2006年1月19日改正）

本規約は、2006年1月19日から施行する。

附則（2014年3月8日改正）

本規約は、2014年1月19日から施行する。

附則（2021年4月3日改正）

本規約は、2021年4月3日から施行する。